

金沢市監査公表第 17 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 14 日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森 一敏

1 財務事務等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 7 年 9 月 4 日
(2) 措置を講じた局等 中央卸売市場事務局
(3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 3 月 21 日（令和 7 年監査公表第 4 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
消防用設備等定期点検について、点検時の不備が 2 年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	指摘のあった消防用設備等定期点検時の不備については、修繕を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。

2 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日
(2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年8月21日(令和5年監査公表第10号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
<p>(1) 建築物の劣化点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>監査対象箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育総務課</td><td>緑小学校、扇台小学校</td></tr></tbody></table>	課名	監査対象箇所	教育総務課	緑小学校、扇台小学校	<p>指摘のあった建築物の劣化点検時の不備については、修繕等を実施し、改善を確認した。</p> <p>今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課名	監査対象箇所				
教育総務課	緑小学校、扇台小学校				